

伊根町国民健康保険運営協議会記録

平成21年3月6日

伊根町国民健康保険運営協議会

会議年月日	平成21年3月6日				
会議の場所	伊根町保健センター会議室				
開会	午後1時30分				
閉会	午後3時00分				
出席委員並びに欠席委員 ○ 出席を示す × 欠席を示す	氏名	出欠	氏名	出欠	
	奥野良一	○	今中俊爾	×	
	宇治善高	○	細見史雄	○	
	濱野儀一郎	○	向井健朗	×	
	橋本宣夫	○			
	濱野岩生	○			
	木村俊次	○			
会議事件説明のため出席した者の職氏名					
職務のため出席した者の職氏名	保健福祉課長	芦原誠			
	係長	倉正人			
審議の経過	別紙のとおり				

別紙

会議の経過

平成21年3月6日

午後1時30分開会

○住民生活課長 それでは今中先生と向井先生は欠席と聞いています。本日出席予定の皆さんは出席されましたので、ただいまから伊根町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日は年度末が近づき何かと忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。また、この度は任期満了に伴いまして新たな委員さんに御委嘱を申し上げご承認をいただき、ありがとうございます。2年間どうぞよろしく願いいたします。それでは初めに吉本町長よりご挨拶を申し上げます。

○町長 皆さんこんにちは、今日3月6日は啓蟄でございます。いわゆる大地が暖まりまして、冬眠していた虫たちが穴から出てくるそんな具合でございます。まだまだ寒い日が続くかと思いますが、確実に春がそこまで来ています。ほんとに年度末が近づきお忙しい中出席いただきありがとうございます。また日頃から伊根町行政の推進に当たりましてはご支援ご協力を賜り重ねて御礼申し上げる所でございます。また先ほど課長から申し上げました委員の委嘱につきましてはご承認いただきありがとうございます。さて伊根町国民健康保険事業につきまして、何はさて置き保険税の100%収納が今回22年連続でございます。このことは全国的にも誇れるものでございます。また人間ドックではがん検診の最先端PET検査を府下でいち早く取り入れまして、保険事業を頑張っているところでございます。100%収納につきましてはよそへ行かしてもらいまして、他の市町村長さん皆さんから聞かれます、伊根町はどうやって実現しているのか、どんな手をつかっているのかとそんなふうによく聞かれるが、いやいやこのような大記録は手練手管では出来ません、小手先では出来ない訳でありまして、伊根町民の皆様の深いご理解とご支援、ご協力そして伊根町民の人間性でありますと、矜持の故でありますとそのように申し上げております。そう申し上げているわけですが、この世のご時勢でございます、数年前から黄色ランプがともりっぱなしでな

かなかずっと続けるというのは難しいのかな、もし途切れるとなると体制はどうするのかという想定もしながら今後は取り組んでいかなければなりません。昨年は後期高齢者医療制度や前期高齢者の財政調整制度が創設されまして、また、特定健診が保険者に義務付けられました。大きな制度改革でございます。

また、後で説明申し上げるわけでございますけれども、いわゆる後期高齢者医療制度が始まりまして、今までずっと賦課目標額をだいたい4万9千円ですとずっときておりました、維持出来ておりました。後期高齢者が始まりましたので、いわゆる医療費分が75歳以上の人が出られましたので、その分が減りますということで3万8千円、しかしながら後期医療者支援費等で出金しなければならないので、それが2万2千円足しますと6万円になりまして、これは1万円上乗せになるような格好であります。厳密に精査してみないと解らないところもありますが、そのような気がします。

また、前期高齢者の財政支援ですけど、単純な話、いままで社会保険の方が退職されて国保に入られる、そうであっても60歳から始まり75歳までは今までいた保険制度の方から医療費は頂いていた訳ですね、それをもう65歳でやめますという制度でしたね、これは大きな国保としては損なんですね、しかしながらそこへ国の方から財政の補助がある、しかしながら当然でありましょうし、そうしても伊根町の国保にとっても足しにはならない、損には成っても足しにはならない、という難しい状況であります。そういうような状況はあるわけでございますけれども、伊根町の国民健康保険の運営に当たりましては従来から同協議会の皆さんの意見を聞かせていただいて取り組むこととなっております。この後、諮問をさせて頂くわけでありまして、答申に当たりましては住民の皆様の思いや、ご意見を十分にふまえた上でのご審議をしていただきますようよろしくお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○住民生活課長 任期満了に伴いまして今回新たに会長、副会長を決めていただかなくてはなりませんので、ここで新役員の選任をお願いしたいと思います。会長の選任につきましては町長に議長を務めていただき、会長が決まりまし

たら後は会長に会議の進行をお願いすることになりますのでよろしくお願いをいたします。それでは会長の選任をお願いいたします。

○町長 それでは会長さんが選任されるまでは私のほうで進行させていただきます。

会長の選任については、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

皆さんご意見がなければ事務局案で、提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○町長 有難うございます。事務局のほうより提案させていただきたいと思いません。

○住民生活課長 それでは提案させていただきたいと思いません。会長に公益代表の総務委員長の奥野議員さんをお願いしたいと思いません。

○町長 事務局のほうより公益代表、奥野総務委員長さんをお願いしたいということでもあります。皆さんよろしいでございましょうか。

○委員 結構です。

○町長 はい、ご承認いただきました。それでは奥野会長よろしくお願ひしたいと思いません。

○住民生活課長 それでは町長諮問のほうよろしくお願ひいたします。

○町長 吉本町長諮問書を朗読し、会長に手渡す。 吉本町長退席

○住民生活課長 諮問書の写しを配布させていただきます。

諮問書の写しを各委員に配布。

○会長 前回に引き続きまして、会長という重責を担うわけですが、皆さん方のご協力とご支援をよろしくお願ひいたします。早速でございしますが、先ほど来今期新たにということで、副会長の選任をお世話になりたいと思いませんが、どのような形で選任をさせていただいたらよろしいでしょうか。ご意見がないようでしたら事務局のほうの案をお世話になりたいと思いませんがよろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは事務局案をお世話にしてください。

○住民生活課長 それでは提案をさせていただきます。副会長に同じく公益代表の宇治善高委員さんをお願いしたいと思います。

○会長 お諮りをいたします。ただいま事務局案で宇治委員さんということで、提案されましたが、ご異議ございませんか。

○委員 異議なし。

○会長 異議なしの声があります。原案どおり副会長に宇治議員さんに決定させていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。規定によりまして私の方から指名をさせていただきたいと思います。公益代表から濱野委員さんお願いいたします。それから被保険者代表から橋本さんをお願いいたします。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、本日先ほど諮問をいただいた諮問に対して、議題となっております平成21年度の国民健康保険事業計画について、平成21年度国民健康保険税の賦課につきまして、よろしくお願ひいたします。議題の(1)、(2)につきまして事務局のほうのご説明をお願いいたします。

○担当者 『資料を説明』

○会長 事務局の方から説明がございましたが、このことにつきましてご意見なりご質問等があるようでしたらよろしくお願ひいたします。

○木村委員 初めてで、素人的な質問になると思うんですけども2ページのレセプト点検の実施の中で財政効果率1%というのは具体的にどういうことを意味しているのか教えてほしい。

○濱野岩生委員 レセプト点検というのは、レセプトというのは医療機関からの請求書で、お医者さんが患者を診られた請求行為をこのレセプトでしていくと、現在国民健康保険の場合は京都府の国保連合会へ各医療機関が月単位で出していくということになっている。重ねて請求書の内容を的確かどうか点検をされるということで、例えば具体的に指導料なんかは月何回か決められているわけ、請求内容が限定されている、それが医療機関によると誰でもすがたくさんいただきたい、認められない内容の請求をしていく、ところが連合会のほうでは1ヶ月単位でしかレセプトが見れないので、前のレセプトがどういう請求があがっているか内容がわからない、ですから連合会の審査

はパスしても、保険者はずっとレセプトを持っているので、前からのレセプトを点検してそれが妥当かどうかということが判断できるんです。それで妥当であればいいんですけど、過大請求だというような場合は過大請求分のレセプトを联合会へ返すんです。その過大請求分あるいは誤って請求がされる状況の伊根町が持ち出さなくてもいい金、この資料で言うと歳出6ページにあります2億2千9百万、これが伊根町が1年間で払う被保険者820人の医療費の予定額なんですけど、その1%以上をなんとかそういう形で見つけ出したいというものだと理解していただいたら間違いないと思います。

○木村委員 分かりやすく言えば誤謬、適正かどうか、人のやることだから誤りもあろうと、間違いの率が1%以上ということ。

○濱野岩生委員 レセプト点検によって19年度はどの位の財政効果が生まれているか事務局で把握していたら教えてもらいたいと思っています。というのが、専門の職員を抱えている、これは与謝野町さんと伊根町とで私たちがさせてもらっていた当時は太田病院の事務をしていた方を雇用していたんです、その人件費は応分の負担をしていたんですが、その人件費の負担より多くないと意味がないので、19年度どのくらいのものでありましたか。

○事務局 19年度は120万円ぐらいありました。

○濱野岩生委員 伊根町の持ち出しはいくらですか。

○事務局 40万円ぐらいです。

○濱野岩生委員 それなら採算は合っているんですね。2億2900万の1%という大変な数字ですね。

○細見委員 無茶を言ってきます。後はもう認めんといって。

○濱野岩生委員 1ページの関係で高収納率の維持のところで22年間連続して100%収納ということでもありますので、納税意識の改善が見られない納税者については滞納整理を行うというんですが、現時点では22年100%収納ですので滞納者がいないが、この表現は将来に向かっての役場としての決意なのかと思うんですが、もうちょっと被保険者代表委員としては変える必要があるんじゃないかと思うんですが、現在滞納がないので資格証明書の発行というのはいないでしょう。

○事務局 ないです。

- 濱野岩生委員 先ほど町長さんのご挨拶でも赤信号が出るとというお話しでしたが、どんな状況かなと思ひまして。
- 住民生活課長 昨年度もかなり苦労したんです。それがもし出来なかった場合、京都府から調整交付金600万円貰えとるんですけど、それが完全になくなるかなと、京都府のほうへ聞きもしてないんですけど。
- 濱野儀一郎委員 100%じゃなくなると2千万ほど変わってくるんだな。600万円プラス何か。
- 住民生活課長 国の方から頑張ると言うことで1200万円もらえとるんですが、それは100%収納出来なかつても全額落ちるということはないと思うんですけど、減らされることはあると思うんです。京都府の600万円はスポッと落ちてくる、かりに保険税が2、3万入らなんだことによって600万円が入らないというのはちょっとね。
- 濱野岩生委員 適用適正化のところで『所得情報などから社会保険の被扶養者となり得る可能性のある者を抽出し、適切な指導を行う』とあるが昨年度指導した件数を教えてほしい。
- 事務局 指導した件数はないです。
- 濱野岩生委員 伊根町での受診率の高い高血圧、糖尿病。高血圧というのは高齢者の多い伊根町では理解できるんですが、先生、糖尿病は伊根町が他町に比べて高い、多いというのは何がありますか。
- 細見委員 特別多いということはないと思います。
- 事務局 受診率の高いというのは、他町と比べてではなしに、伊根町の人が病院にかかる理由としまして糖尿病、高血圧が上位にきているというつもりで書かしていただいています。
- 濱野岩生委員 2ページの資格点検というたらどんな内容。
- 事務局 実際は国保から抜けた方でも、抜けた月の翌月とかそのまま伊根町の保険証で受けてる方とかありまして、そういうのを国保連から帳票を提供していただいて、レセプトの返戻なり、お金を返していただいたりしているんですけど。
- 木村委員 そんなのは2ヶ月も経たな分からの。保険所というのは月の初めに必ず医療機関に提出せということになつとって、番号が変わるとか種類が

変わるとか変更になった時点で保険証は無効にならないの。

- 住民生活課長 現物を持って医療機関にかかりますので、医療機関ではそれが切れとるかどうかは確認せえへんのです。役場のほうも切れている周知が医療機関に全部出来ませんし。
- 木村委員 システムか何かで、要するにこれが現行かどうかみるために月1回は必ず窓口に出せんならんとというふうになっとるんですけど。
- 濱野岩生委員 原則としては月に1回ではなしに受診の都度もっていかなあかん、医療機関がそれを確認していない、最近は月に1回確認をしとるようだけど。
- 住民生活課長 社会保険にはいっとっても回収が出来ないです。本人さんに持ってきてくれない限りは。
- 木村委員 回収が出来んでもシステム上それを受付けんというなんかロック掛けるような方法はないん。
- 住民生活課長 出来んのです。
- 木村委員 簡単に出来そうな気がするけどね、今の時代なら。人が亡くなったら金融機関のカードはすぐ止まるけど、そういうシステムのあり方、喪失後の保険証使用に悩むようではあかんは実際のところ。決まりを守らん被保険者はある程度排除せなあかんは。
- 濱野岩生委員 21年度の被保険者の見込みは820人となっているようだけど、19年度の被保険者数いうたら何人。
- 事務局 19年度は1,365人です。
- 濱野岩生委員 大きく落ちたのは後期高齢者で落ちた分か。
- 木村委員 私も退職被保険者の内に入るんだけど75歳になったら後期高齢者の方へ移るんですな。
- 事務局 退職被保険者さんは65歳から一般被保険者に移りまして、その後75歳になったら後期高齢へ移ります。
- 会長 他にご意見はありますか。
- 濱野岩生委員 医療費の推計の関係で、1人当たり見込み数値がでているが、19年度の数値は確定しとると思うんだけどそのあたりは掴んどる。
- 事務局 資料を持ってきてません。

- 細見委員 医療費伸びとるか。
- 事務局 18年度が一番高くて、19年度はちょっと下がりました。
- 濱野岩生委員 舞鶴は新聞報道によると一人当たりの医療費が低くなったで、介護分だったか目標額を引き下げたという新聞報道があったろ。うちはどんな状況になっとるか。
- 住民生活課長 6月の条例改正のときには、据え置きでずっと来とったんを結局、4万9千円だったのを税率を上げたような格好になっておるんですけど。医療費の推移が上がって来とるところで。
- 濱野儀儀一郎委員 固定資産税の算定は1.6%で計算しとると思うんだけど、1.4%に戻そうという話が出とるわな、議会の中でもどれくらい変わってくるん。
- 濱野岩生委員 基本的に目的税だで、税率が変わるだけで、応益応能割を今何ぼととるの。
- 事務局 48と52です。
- 濱野岩生委員 まあまあ概ね50:50かその50の中で固定資産税の税額に相当する分を何ぼとるかというのは、だいたい標準的には15%、それに合うような形で、税率を設定していくんで、固定資産税の税額が少なくなったら、税率を高くする。
- 濱野儀一郎委員 数値をもってこうと思ったらそうなんだけれども、固定資産の関係で、0.2%下がるだけでも固定資産をようけ持とる人は下がって当たり前だとおもとる。資産割の分は。目標金額にしなくても、目標額を下げた3万8千円を3万6千円にしていけるんだったら、固定資産税を下げたきたら下がってきて当たり前だと思う。
- 濱野岩生委員 保険税の関係では、毎年税率を6月の議会で税率改正しとるだろ、税率改正をせなんだら固定資産税を下げたら当然下がって来とる、でも税率改正を毎年やとるんで、固定資産税が上がっても下がっても実質的にはそう変わらへんと思うけど、3万8千円の820人分プラス2万2千円の820人分で賦課目標額を設定するはな、その設定した目標額の50パーセントを固定資産税割と所得割で取り、あとの50%を頭数割と世帯割で取るかたちでするんだで、結局固定資産割を賦課する基になるのは固定資産税の

税額を基本に賦課していくんだで。

○濱野儀一郎委員 50%にすれば保険税を下げたっていっしょになっちゃうと、ただ4月に固定資産税仮にさげたら、6月に保険税改正があるはな、2ヶ月間のブランクがあるはな、そのときのどれだけ固定資産税を仮にこの金額で行った場合に0.2%下げたことによって、どのくらい不足が出てくるんかなと思って。

○住民生活課長 保険税で集めんなん分というのは、例えば100万円集めんなんです、そのうち30万円は固定資産税割で集めんなんです。固定資産税が何ぼ増えても集める金は30万ですんで、全体の固定資産が増えても変わらんわけですね。即、保険税に影響するんではなしに。

土地を売ったり、家を建てたりして税額が個別に変わった場合は保険税に影響しますけど。全体が、1.6%から1.4%に下がっても負担額は変わらんということです。

○濱野岩生委員 あらかじめ貰った予算書の案から5ページの数字から逆算してきたんだけど軽減分が見てないんだけど、医療分と支援金分と介護分のいわゆる保険税の占める割合というもんがこの資料からみると、医療分が概ね55、支援金分が概ね32、介護分が概ね13となってるんだけど、支援金分が32いうと高いなと思ってみとったんだけど、これは国が作ったもんだでとやかくいうても仕方ないけど、結局後期高齢者というのは国保から切り離すという、その方々は独自の保険制度を作るんだとって作って、それでまた国保に負担掛けるという矛盾した制度だなと、改めてこれを見て思ったんだけど、これがなかったら75歳以上の方々出て行かれたんだで、医療費は当然下がるし、保険税も当然下げることが出来ると思うんだけど、新たなこれを作った関係で全然逆に保険料を引き上げざるをえんとそういうことになってるんだな改めてこれを見て思ってるんだけど、医療分は75歳以上の方々の制度の支援金が32%も占めるとう。

○住民生活課長 これまでも老健の拠出金を保険税で集めとりました、それが明確に名前を替えて後期高齢者支援金分として老人保健分がこういうような表現の仕方になったと理解をしているんですが、それによって全体がぐっとこう上がった、他所はこうなってるんですけど、医療費の伸びから計算したら

あげざるおえんなどというように、去年の6月の条例改正で4万9千円で収まるところをぐっと上げざるをえんようになった。

○濱野岩生委員 税率決定の方法のところの保険税の応能応益割り合いの平準化を図る、先ほど聞いたら52対48ぐらいだったが、50対50に持っていくというそういうことですか、平準化というのは。

○事務局 そうですね、出来るだけ50対50に近づけるということです。

○住民生活課長 国の指導もありまして。

○濱野岩生委員 介護納付金の賦課総額いうたら21年度の予算案算定の際には何ぼで算定しとる。

○事務局 6,836千円です。

○住民生活課長 一人当たりは2万2千円ぐらいです。

○濱野岩生委員 一般会計繰入金のところの保険税軽減相当額と介護納付金分の保険税軽減相当額の合計9,568千円を個々に分けたらどうなる。

○事務局 個々には出していません。

○濱野儀一郎委員 諮問は今日受けて今日するんじゃないんだろ。

○住民生活課長 今日答申していただくんです。

○木村俊次委員 3番は仕方ないはな。

○住民生活課長 医療費給付分一人当たり3万8千円、後期高齢者支援金分2万2千円をどうだということです。今の状態だったらトントンでいけるかな、ただ今後の見込みによっては基金を取り崩しして行かんならん。

○濱野岩生委員 その基金の残高状況というのは、繰越が出来て基金積み立てとる。

○濱野儀一郎委員 今、基金は1億6千万円ぐらいあるんだろ。100%収納も黄色信号がでてこれ以上安くすると赤字がでてくる、上げたら町民さんが大変なことになるで、介護保険のほうはしゃあないで、こんなもんでいいと思うけど。

○住民生活課長 もうちょっと今の新しい制度が、1年経ってみないと見えんところがありまして、一様は見込んであるんですけど。そうかというて分からんもんに税率を上げるということもなかなか出来ませんし。

○濱野岩生委員 皆さんもご存知のように保険税という税金が、関係の世帯に

とったら一番負担率の高い税金、年間10回で一番高い税金だから、安易な形で徴収は出来ない。

○木村俊次委員　これが10万円に上がったらもうちょっとたかなるだろ。

○濱野岩生委員　よっぽどの理由がなかったら引き上げられないという要素が伊根町にはある。何かというたら、保険税の基金を利用して公共施設を作ってしまったから。作った施設が、国保の被保険者だけが利用する施設じゃないわな、社保の方々も利用する施設だ、そこへ国保の基金を投入しとるから、だから保険税はよっぽどの理由がなかったらなかなか上げるのは至難の業だ、議員さんが何ぼがんばっても。だけど基金が作れたのもひとつは、課長が言いなつた6百万円、皆さんが滞納なしに納めてもらったその成果による、ひとつは大きな要因なんだけど。

○住民生活課長　当初予算ではその分がまったく見込めませんので、今の段階では基金をがばっと大きく繰り入れることにしておるんですけど、今回は大きいので。

○会長　意見を出していただいたり、わからんところを聞いていただいたりしているところなんですけど、議事的にですね諮問の話しも出たり、諮問に対してどうというような思いがあるのか、その辺もお聞かせ願えたらと思うんですが。お手元に配付しております先ほどから出ております、医療費給付分一般被保険者一人当たりの賦課目標額を3万8千円と後期高齢者支援金分一般被保険者一人当たり賦課目標額を2万2千円に、それから介護納付金分賦課限度額を10万円に改定するという事なんですけど、このことにつきまして、質疑等ご意見お願いしたいと思えます。

○濱野岩生委員　結局名前は変わっても保険税の一人当たりの賦課目標額は昨年と比べたら12,000円増えるということか。

○事務局　20年度から上がっています。

○濱野儀一郎委員　町民さんは、同じかという感じなんだろうけど、6月の定例会にこの数字でどうかということなんだけどな。

○木村俊次委員　収納率100%というところは、仮にこれが99%とかいうことになると今の府からの6百万円云々は減額されるわけ。

○濱野岩生委員　飴と鞭です、これがね背景がまったく分からんのがあって、

対応もなかなか難しいんです、こそっと電話があっただけですという。19年度何ぼか決算で積み立てれたんか。

○住民生活課長 19年度は6,159千円積み立てました。

○会長 どうでしょうか、反対のご意見というのがないようですが、諮問書のとおり医療給付分3万8千円、高齢者支援金分2万2千円、介護納付金分賦課限度額10万円に改正することについて、了承することとしてよろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○会長 異議なしという声がありますので、了承をさせていただきます。ありがとうございました。それでは吉本町長への答申につきまして、慣例により、私と事務局で答申書の素案を作成させていただきまして、会議を再度持たずに皆さんに電話連絡なり、文書で連絡するなりさせてもらってから、町長に提出させていただくということで、ご了解願えるでしょうか。それではよろしく願いいたします。

それでは、7番目のその他ということで、事務局お願いいたします。

○事務局 ありません。

○会長 それでは本日はどうもありがとうございました。長時間にわたり慎重審議をしていただきましてまことにありがとうございました。本日はこれをもって終了とさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

午後3時40分閉会

この会議の経過を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

伊根町国民健康保険運営協議会会長

署 名 委 員

署 名 委 員